

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

1月31日発行

Vol.631

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

福島県復興公営住宅



令和5年度第6回 入居者募集のお知らせ (令和6年4月以降入居予定)

県営復興公営住宅の入居者募集を行います。

●募集期間

2月1日(木)から2月9日(金)まで ※必着

なお、令和6年能登半島地震による住宅被災者への一時提供のため、一部団地において、募集戸数を調整する場合があります。

 **16ページをご覧ください。**

目次

●「みなみそうまトピックス」から

・太田地区世代間交流事業 ----- 2

●被災自治体News

南相馬市 ----- 3
浪江町 ----- 6
双葉町 ----- 11
郡山市 ----- 12

●東京電力ホールディングス

・中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償の対応状況 ----- 15

●福島県復興公営住宅入居支援センター

・令和5年度第6回入居者募集 ----- 16

1/25 木

太田地区世代間交流事業

1月25日、太田生涯学習センターにおいて太田地区世代間交流事業が開催されました。当日、太田小学校全児童とその保護者および地域住民などが餅つきやイナボ飾り作りを行い、世代間の絆と地域の絆を深めました。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



今週の番組

番組内容 [1/26~2/2]

- 00分～ オープニング&今週の番組
- 02分～ 福島県立相馬農業高等学校 第50回体育芸能大運動会 ～郷土芸能発表会～
- 26分～ 南相馬米 新米！コメフェス
- 38分～ Winter Festival '23
- 47分～ 南相馬市行政区地域活動事例発表会×地域のつながり
ささえあいポスターコンクール表彰式
- 53分～ 第11回原町区芸術文化協会 文化祭 ～楽しもう 深めよう 芸術文化～
- 66分～ シェリー&ネイトの English Corner
“Lesson20 それ英語じゃないですよ！ ～ドイツ語からの外来語編～”
- 71分～ 月刊図書館通信 2月号
- 77分～ 水道管の冬支度について 南相馬市水道課
- 82分～ 南相馬見聞録 相馬小高神社
- 87分～ minamisoma5.0 “日常に溶け込んだまち 編”
- 89分～ リクエストアワーのお知らせ





南相馬市からのお知らせ

住民税均等割のみ課税世帯・低所得子育て世帯支援給付金

1月25日HP更新

エネルギー・食料品価格などの物価高騰が長期化する中、特に家計への影響が大きい低所得世帯のうち、住民税均等割のみ課税世帯へ1世帯当たり10万円を、住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯へ子ども1人当たり5万円を支給します。

対象・給付額

令和5年12月1日の基準日時点で南相馬市に住民票があり、次の(1)～(2)に該当する世帯の世帯主が対象です。

注意 住民税が課税されている人から扶養されている方だけの世帯、租税条約の適用により住民税が免除となっている方を含む世帯はいずれも対象外です。

(1) 住民税均等割のみ課税世帯 1世帯当たり10万円

世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税で、均等割のみ課税されている世帯

(2) 低所得子育て世帯 対象の子ども1人当たり5万円

世帯全員が令和5年度の

1. 住民税均等割が非課税である方で構成されている世帯(低所得世帯重点支援給付金(7万円)の対象世帯)
2. 住民税均等割のみ課税世帯

のうち、**対象の子ども**がいる世帯



平成17年4月2日から令和6年3月31日までに生まれた子ども

申請方法

対象と思われる世帯には1月下旬から順次案内を発送しています。

住民税を申告していない方や、令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯には申請書は届きません。

対象世帯と思われるが、申請書が届かない場合はコールセンターへご連絡ください。

申請期限

3月31日(日) ※当日消印有効

次ページへ続きます

申請場所

- 健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係(南相馬市役所東庁舎1階②番窓口)
- 小高区 市民総合サービス課(小高区役所1階)
- 鹿島区 市民総合サービス課(鹿島区役所1階)

支給スケジュール

市が申請書を受理した日から2～3週間後を目安に口座に振り込みます。
支給決定後に振込日を通知します。

注意 書類に不備があった場合は、これよりも遅れる場合があります。

注意事項

- ◆ 原則、世帯主の口座に振り込みます。
- ◆ 配偶者などから暴力を理由に避難している方で、令和5年12月1日時点で現在住んでいる市区町村に住民票を移すことが出来ない場合、所定の手続きをすることで、給付金を受け取ることが出来る場合があります。詳しくは、問い合わせください。
- ◆ 本件を装った「特殊詐欺」や「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください。市では、市民の方にATMの操作をお願いすることや支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話があった場合には市の窓口または警察署にご連絡ください。
- ◆ 当該給付金は、差押禁止および非課税となります。

【問い合わせ先】

住民税均等割のみ課税世帯・低所得子育て世帯支援給付金コールセンター

TEL 090-2600-0071 または 090-2600-0077

(平日 午前8時30分～午後5時15分)

問い合わせ

健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係

TEL 0244-24-5321

F-REI (福島国際研究教育機構) 任期付職員募集

1月30日HP更新

F-REI(福島国際研究教育機構)では、任期付職員(秘書、一般事務、運転手)の募集をしています。

募集する職種・人数

- 秘書・一般事務:10人程度
- 運転手:若干名

スケジュール

■ 募集

履歴書などをF-REI本部に郵送:2月8日(木)必着

■ 書類選考

2月9日(金)まで

■ 面接

2月16日(金)まで
会場:F-REI本部

処遇など

■ 任期

令和6年4月から令和7年3月まで ※更新あり

■ 月額給与

- 秘書・一般事務: 約196,000円~226,000円
- 運転手: 約164,000円~273,000円

※ 別途、期末手当、勤勉手当等の諸手当あり

■ その他

希望に応じて宿舍(有料)を貸与

詳細は、

- ▶ F-REI(福島国際研究教育機構)ホームページ
<https://www.f-rei.go.jp/recruitment/>



問い合わせ

復興企画部 イノベ政策課 イノベ推進係

TEL 0244-24-5406



浪江町からのお知らせ

【令和6年2月15日～3月15日】住民税(町・県民税)・所得税の申告について

1月26日HP更新

浪江町が開設する申告受付会場および日程について

日程および会場は以下のとおりです。

注意 浪江町では申告期間外の所得税確定申告の相談はお受けできません。

■ 日程・会場・受付時間

日程	会場	住所	受付時間
2月15日(木)～2月22日(木) ※2月17日(土)、18日(日)も受け付けします。	ビッグパレットふくしま 4階プレゼンテーション ルーム	郡山市南二丁目52	午前9時 ～午後3時
2月26日(月)～3月15日(金) (土・日曜日、祝日を除く。) ※3月10日(日)は受け付け しません。それ以外の土日は受け 付けできません。	浪江町役場本庁舎 2階大会議室	浪江町大字幾世橋 字六反田7-2	

※ 会場が「ビッグパレットふくしま」のときは、「浪江町役場本庁舎」では受け付けできません。また、会場が「浪江町役場本庁舎」のときは、「ビッグパレットふくしま」では受け付けできませんので、ご注意ください。

■ 来場前に下記事項を必ずご確認ください

- 収支内訳書などの書類整理がされていない場合、受付順が前後する場合があります。あらかじめ収入・経費・控除の計算をした上で、収支内訳書などを整理してからお越しください。
- **東電賠償のうち第五次追補に伴う追加賠償については非課税のため申告は不要です。**
注意 追加賠償以外に所得がある場合は申告が必要な場合があります。
- 以下の項目に該当する方は税務署で申告してください。浪江町では受け付けができませんのでご注意ください。
 - (1) 消費税・贈与税・相続税の申告をする方
 - (2) 土地建物や株式の譲渡所得や山林所得のような分離所得の申告をする方
※ 取用などの特別控除で所得税がかからない方の住民税申告は受け付けできます。

次ページへ続きます

- (3) 初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- (4) 過年度分(令和4年分以前)の申告をする方
- (5) 準確定申告をする方
- (6) 雑損控除の申告の方
- (7) 青色申告の方
- (8) 配当・株式譲渡の損益通算をする方

■ スマホとマイナンバーカードで自宅から申告できます

マイナンバーカードとスマホを使用して、会場に行かず24時間いつでも自分の好きな時間に申告することができます。すでに8割以上の方が会場に来ずに申告を行っています。

詳しくは国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

▶ 国税庁 確定申告書等作成コーナー

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>



住民税(町・県民税)申告の案内

住民税申告は、下記申告書を浪江町役場住民課へ郵送で提出することも可能ですのでご検討ください。

※ 郵送で提出するときは、9～10ページに掲載している「**お持ちいただく書類**」の「**所得**」と「**控除**」に該当する書類のコピーを添付してください。

※ 年間を通してまったく収入のなかった方は、「**収入がない旨の住民税申告書**」を提出してください。

▶ 住民税申告書 [Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15528.xlsx>



▶ 住民税申告書(記入例) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15529.pdf>



▶ 住民税申告書分離課税用 [Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15530.xlsx>



▶ 収入がない旨の住民税申告書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19904.pdf>



次ページへ続きます 

- 営業や不動産収入があり収支内訳書の作成が必要な方は、以下の該当ファイルから作成してください。

▶ 収支内訳書(一般用) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/19905.pdf>



▶ 収支内訳書(農業用) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15532.pdf>



▶ 収支内訳書(不動産用) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15533.pdf>



- 不明な点や記載方法についてはこちらを参照してください。

▶ 手引き・様式等(国税庁ホームページ)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/syotoku/r05.htm>



【住民税(町・県民税)申告書の送付先】

〒979-1592

双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

浪江町役場 住民課 課税係

福島県内税務署の申告会場

福島県内では各税務署が所得税の確定申告会場を開設しています。受付時間は各会場で異なりますので、詳細は税務署にお問い合わせください。なお、開設期間以外の申告相談については、各税務署で行っています。

- ※ 税務署が開設する会場で申告するには**「入場整理券」**が必要になります。入場整理券の取得方法については、下記ホームページをご覧ください。

▶ 確定申告会場へ来場をお考えの方へ(国税庁ホームページ)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/kakushin-sonota/kakushin-kaijou.htm>



次ページへ続きます 

■ 福島県内税務署の所得税確定申告会場および日程

税務署	会場	日程
相馬税務署	相馬市振興ビル 6階 (相馬市中村字塚ノ町65-16)	2月16日～3月15日
福島税務署	アオウゼ 4階大活動室 (福島市鎌田字卸町10-1)	
会津若松税務署	アピオスペース 1階 (会津若松市インター西90)	
郡山税務署	南東北総合卸センター イベントホール (郡山市喜久田町卸1丁目1-1)	
いわき税務署	イオンいわき店 2階 (いわき市平字三倉68-1)	
白河税務署	白河市産業プラザ人材育成センター 2階講堂 (白河市中田140)	
須賀川税務署	須賀川市労働福祉会館 (須賀川市茶畑町65)	
喜多方税務署	喜多方税務署 (喜多方市字花園38)	
二本松税務署	二本松福祉センター (二本松市亀谷1丁目5-1)	
田島税務署	田島税務署 (南会津町田島字寺前甲2939-2)	

※ 土曜日・日曜日・祝日の申告受付は各税務署へお問い合わせください。

お持ちいただく書類

- マイナンバーカードや通知カードなど、本人のマイナンバーが分かるもの
- 本人確認できるもの(運転免許証など)
- 本人の通帳、キャッシュカードなど口座番号が分かるもの
- 前年申告をした方のみ、確定申告書の控えまたは住民税申告書の控え
- 下記の各欄に該当する書類

	項目	必要書類
所得	給与	源泉徴収票
	雑・公的年金等	
	事業・営業等	収支内訳書
	事業・農業	
	不動産	

次ページへ続きます 

	項目	必要書類
賠償金	給与(就労不能損害)	東京電力による各賠償額の内訳と合意日等が分かる明細書
	事業・営業等	
	事業・農業	
	不動産	
控除	生命保険料控除	確定申告用の証明書
	地震保険料控除	
	社会保険料控除	各種支払い額を証明するもの
	障害者控除	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
	寡婦・ひとり親控除	戸籍または住民票
	勤労学生控除	学生証
	医療費控除	医療費控除の明細書
	寄附金控除	寄附金控除証明書
	住宅借入金等特別控除 ※2年目以降のみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 ● 住宅取得金に係る借入金の年末残高等証明書

※ 書類はすべて原本をお持ちください。(郵送の場合は、コピーを添付)

※ 会社などで年末調整している方で、その収入と所得控除に変更がない方は確定申告をする必要はありません。

※ 申告の内容によっては、別に書類が必要となる場合がありますので、最寄りの税務署へ事前にお問い合わせください。

問い合わせ

住民課 課税係

TEL 0240-34-0224



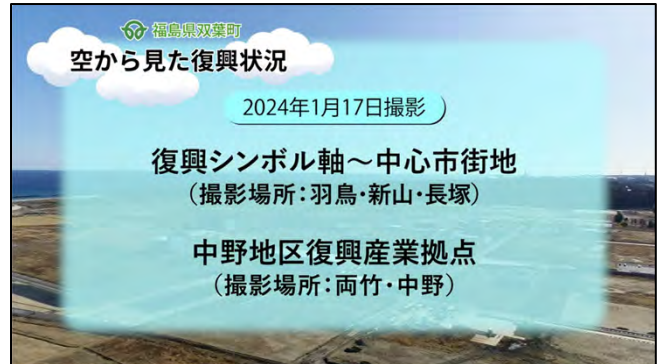


双葉町からのお知らせ

双葉町公式YouTubeチャンネルから

空から見た復興状況(令和6年1月17日撮影)

- 0:00 オープニング
- 0:30 復興シンボル軸～中心市街地(羽鳥地区)
- 1:28 復興シンボル軸～中心市街地(長塚地区)
- 2:32 復興シンボル軸～中心市街地(新山地区)
- 3:04 復興シンボル軸～中心市街地(長塚地区)
- 3:42 中野地区復興産業拠点(両竹地区)
- 4:27 中野地区復興産業拠点(中野地区)



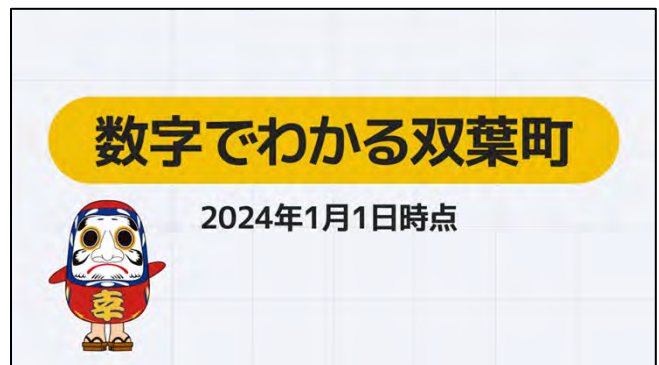
▶ <https://youtu.be/bo3y5S6XMgA>



数字でわかる双葉町(令和6年1月1日時点)

避難状況や帰還者数など、最新のデータを元に双葉町の「今」をお伝えする動画です。
この動画は、令和6年1月1日時点のデータを元に作成しています。

▶ <https://youtu.be/VyOwx1fwV9Y>





郡山市からのお知らせ

コンビニ交付における戸籍証明書の利用登録申請

1月29日HP更新

令和6年1月29日から、郡山市に本籍がある方は、郡山市外に住民登録があっても、全国のコンビニエンスストアで戸籍の証明書を取得できるようになりました。

ご利用の流れは以下のとおりです。

- あらかじめ本籍および筆頭者を確認のうえ手続きをお願いします。
- 1. マイナンバーカードを準備(パソコンを利用する場合はICカードリーダーも)
- 2. 利用登録申請(登録完了まで、審査に5開庁日かかります。)
- 3. 利用登録完了
- 4. 戸籍証明書の取得

なお、郡山市内に住民登録がある方は、これまでどおり利用登録せずに戸籍の証明書を取得できます。

▶ 証明書コンビニ交付サービスについて

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/37/4995.html>



利用登録申請受付時間

午前6時30分～午後11時 ※システムメンテナンス時を除く。

利用登録申請に必要なもの

- マイナンバーカード
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)
- 本籍
- 筆頭者氏名

本籍および筆頭者氏名を正確に入力する必要があります。誤った入力を行いますと利用登録が完了しませんので、ご注意ください。

不明の場合は、住民票の写しなどで本籍および筆頭者氏名をご確認ください。(住民票の写しは、お住まいの市区町村により、コンビニエンスストアで取得できる場合があります。)

注意 本籍および筆頭者氏名について、電話や窓口でお問い合わせをいただいてもお答えすることはできません。

次ページへ続きます

利用登録申請方法

1. コンビニなどのキオスク端末による申請

コンビニエンスストアなどに設置されているキオスク端末(マルチコピー機)で申請することができます。

▶ 本籍地の戸籍証明書取得方法 → 「Step2 | 申し込み」

<https://www.lg-waps.go.jp/01-06.html>



2. 自宅などでのパソコンによる申請

▶ 戸籍証明書交付の利用登録申請

<https://ks.lg-waps.go.jp/ksgu/#/>



マイナンバーカードに対応したICカードリーダーと署名用電子証明書の暗証番号(英数字6桁から16桁)が必要となります。

注意 スマートフォンでは申請できません。

利用登録申請の注意事項

■本籍

町名・地番まで正確に入力してください。

■筆頭者氏名

- 氏と名の間に空白を1つ入れてください。
- 旧字体など入力できない漢字が氏名に含まれる方は、常用漢字に置き換えるか、ひらがなで入力してください。

※ 筆頭者とは、戸籍の最初に記載されている方のことです。

※ 住民票の世帯主とは異なり、戸籍の筆頭者はお亡くなりになっても変わりません。

■日中連絡可能な電話番号

入力内容について確認のために連絡をする場合がありますので、必ず日中連絡が取れる電話番号を入力してください。

連絡が取れない場合には、申請を却下することがあります。その際は再度申請する必要があります。

■申請番号を必ず控えてください

利用登録申請を行った際に表示される申請番号を使用して、スマートフォンまたはインターネットに接続されたパソコンなどで申請状況を確認することができます(登録申請時に発行される申請番号は、メモを取るか、キオスク端末(マルチコピー機)で控えを印刷(有料)してください)。

次ページへ続きます 

申請状況の確認

利用登録申請を行った際に表示される申請番号を使用して、スマートフォンまたはインターネットに接続されたパソコンなどで申請状況を確認することができます。

▶ 本籍地の戸籍証明書取得方法 → 「Step3 | 利用状態確認」

<https://www.lg-waps.go.jp/01-06.html>



- 申請直後は、ステータスが「審査中」となります。申請内容が正しければ、その後、申請から5開庁日以内に利用が可能となり、確認画面のステータスが「利用可能」となります。
- 申請内容について、平日の日中に市民課から確認のため電話連絡する場合があります。申請内容に不備がある場合は、ステータスが「却下」となります。住民票の写しなどで本籍、筆頭者氏名を確認してから再申請してください。

利用登録後の戸籍証明書の取得

▶ 本籍地の戸籍証明書取得方法 → 「Step4 | 取得」

<https://www.lg-waps.go.jp/01-06.html>



【取得できる証明書】

- 戸籍事項証明書(全部および個人)
- 戸籍の附票の写し

注意 取得可能時間は午前10時から午後5時15分までです。

※12月29日～翌年1月3日、祝日の月曜日およびシステムメンテナンス時を除く。

▶ 証明書コンビニ交付サービスの休止情報

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/37/5018.html>



注意事項

- 利用登録申請をされた後に、マイナンバーカードの再交付や電子証明書の更新をした場合は、登録が無効になり、証明書の発行ができなくなります。引き続き利用したい場合は、再度利用登録申請をお願いします。
- 取得できる戸籍証明書は、最新の戸籍および附票のみです。除籍や改製原戸籍、電算化されていない戸籍およびこれらの附票は取得できません。
- 戸籍の届出をされた場合、届出の内容が戸籍に反映されるまでに2～3週間ほどかかる場合があります。届出の内容が戸籍に反映されるまで利用登録や戸籍証明書のコンビニ交付はできませんのでご注意ください。
- 氏名や住所などが変更になった場合は、住民登録のある市区町村でマイナンバーカードの券面記載事項変更手続きを行ってから、利用登録申請を行ってください。
- 利用登録申請後に住所を変更されても、再度の利用登録申請は不要です。ただし、婚姻や転籍などで新しく戸籍が作成された場合は、再度の利用登録申請が必要です。

問い合わせ

市民部 市民課

TEL 024-924-2131

中間指針第五次追補等を踏まえた 追加賠償の対応状況

2024年1月26日

東京電力ホールディングス株式会社
福島原子力補償相談室

<追加賠償の対象者:約148万人>

①追加賠償のご請求書発送・ウェブ請求受付状況 1月24日現在 ()内は12月22日現在

	累計	
ご請求書発送・ウェブ請求受付	約128万人 ※1※2	(約127万人)
(内訳) ご請求書発送	約108万人 ※1	(約108万人)
ウェブ請求受付	約19万人	(約19万人)

※1: 世帯ごとにご請求書を発送し、ご返送いただいたご請求書の内容を確認する中で、別離された方の現住所が不明で、当社にて住所を把握できない方が約4.6万人いることを確認したため、受付人数から除いております。

※2: 四捨五入により内訳の合計と一致しない場合があります。

②追加賠償のご請求・お支払い実績 1月24日現在 ()内は12月22日現在

	累計	
ご請求受付人数	約112万人 (約105万人) ※3	
お支払い完了人数※4	約93万人 (約80万人)	

※3: ウェブ請求の方、約25万人を含む。

※4: お支払い予定のものを含む。

③ご請求いただいていない方への対応

当社からお送りしているご請求書をご返送いただいていない方や、当社からご請求書をお送りできていない方(以前お住まいの住所からお引っ越しされている方や、当社にご登録いただいている世帯代表者をご逝去されている場合など)にしっかりとご請求いただくため、以下の取り組みを進めています。なお、お心当たりのある方におかれましては、当社へのご連絡をお願いしています。

【当社連絡先: ☎0120-926-470】

実施事項	開始時期	実施内容
ダイレクトメールの再送付	1月31日	ご請求書をご返送いただいていない方に対して、ご請求いただくことをお願いするダイレクトメールを11月20日より送付しています。そのうち、まだご返送いただいていない方を対象に再度ダイレクトメールを送付させていただく予定です。
福島県内への広告出稿の継続	2月以降(予定)	ご請求書の発送依頼をいただいてなく、当社で住所を把握していない方に対しても、1月まで福島県内を中心に、新聞やテレビ、ウェブ、ラジオ、バス広告などを通してご請求いただくことをお願いしておりましたが、2月以降も、新聞、テレビ広告を実施させていただく予定です。



令和5年度第6回 入居者募集のお知らせ (令和6年4月以降入居予定)

■申込期間

2月1日(木)～2月9日(金)※必着

■対象者

Aグループ

平成23年3月11日時点において、田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村に住んでいた方で、次に該当する方

- ① 避難指示が継続している区域に住んでいた方(居住制限者)
- ② 避難指示が解除された区域に住んでいた方で、現在、民間賃貸住宅等に住んでいる方
(旧居住制限者)

Bグループ

- ③ 地震・津波被災者で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方
- ④ 子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」(平成23年3月11日時点で中通り、浜通りに住んでいた方(上記Aグループに該当する方を除く))で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方

Cグループ

- ⑤ 比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方(県営住宅入居資格者)

■対象住宅

Aグループの方は募集团地一覧表の対象者欄にAと記載された団地(一覧表のすべての団地)、Bグループ、Cグループの方は、それぞれB、Cと記載された団地に申し込むことができます。

■注意事項

- ・ 申し込みは第2希望まで可能です。
- ・ 優先住宅(車いす対応住宅も含む)は、集合住宅1階部分の住戸であり、優先世帯(60歳以上の高齢者、障がい者、要介護者を含む世帯)に限り申し込みができます。
- ・ 応募者多数の場合、抽選(当選)の優先順位は次のとおりとします。
 - 第1順位・・・Aグループの①(居住制限者)
 - 第2順位・・・Aグループの②(旧居住制限者)
 - 第3順位・・・Bグループの③(地震・津波被災者)および④(子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」)
 - 第4順位・・・Cグループの⑤(県営住宅入居資格者)

次ページへ続きます 

- ・ 入居後の復興公営住宅間(一般公営から復興公営も含む)の住み替えは、世帯人数が増減した場合、身体の機能上の制限を受ける者となった場合、介護が必要となった場合など、一定の理由がある場合に可能ですので、ご相談ください。
- ・ 補欠として登録されている方も応募できますが、当選した場合は、補欠の権利は無効となりますので、ご了承ください。
- ・ ペット可の住戸において室内飼育をした場合、ペットによる室内の汚損や破損の程度により、退去時に修繕費用が高額となる場合がありますのでご注意ください。

■募集団地

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	
福島市	北信	A	H26	-	集合住宅	優先住宅(車いす)	2LDK	1	
						優先住宅	3LDK	1	
	笹谷	A		H26	内水	集合住宅	一般住宅	3LDK	1
	飯坂	A B	H27	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	2	
						一般住宅	2LDK	2	
	北中央	A		H28	内水	集合住宅	一般住宅	3LDK	1
	北沢又 (ペット可)	A		H28	-	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	3
							一般住宅	3LDK	1
	北沢又	A		H28~H30	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	3
							優先住宅(車いす)	3LDK	3
一般住宅							2LDK	1	
						一般住宅	3LDK	7	
二本松市	根柄山 (ペット可)	A B	H28	-	戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	5	
					2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	3	
	石倉	A B C	H28~H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	3	
						優先住宅(車いす)	3LDK	11	
						一般住宅	2LDK	2	
							一般住宅	3LDK	9
	若宮	A		H29	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	33
	表 (ペット可)	A B C	H29	土砂 災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	2	
						優先住宅(車いす)	3LDK	1	
						一般住宅	2LDK	5	
川俣町	壁沢 (ペット可)	A B C	H28	-	2戸1棟(平屋)	優先住宅	2LDK	2	
					2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	10	
						一般住宅	3LDK	11	
郡山市	柴宮	A B	H26	内水	集合住宅 57号棟	一般住宅	2LDK	1	
						一般住宅	3LDK	2	
				H27	内水	集合住宅 58・59号棟	一般住宅	2LDK	2
日和田	A B		H26	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2	

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
広野町	下北迫 (ペット可)	A	H29	-	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	4
	湯長谷	A B	H26	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	1
いわき市	下神白	A B	H26	津波	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
							3LDK	1
						一般住宅	2LDK	9
							3LDK	18
	八幡小路	A	H27	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	1
	家ノ前 (ペット可)	A B	H27	洪水	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1
					戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	5
	宮沢	A B	H28	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	2
	大原	A	H28	津波	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
						一般住宅	3LDK	2
	高萩 (ペット可)	A B C	H28	洪水	戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	7
					戸建て(2階建て) または 2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	13
	四ツ倉	A	H29	洪水	集合住宅	一般住宅	3LDK	9
	下矢田	A	H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
						一般住宅	2LDK	1
	中原 (ペット可)	A	H28	洪水 津波	集合住宅 1~3号棟	優先住宅	2LDK	2
							3LDK	2
	中原	A	H28	洪水 津波	集合住宅 4~7号棟	優先住宅	2LDK	2
						3LDK	4	
勿来酒井 (ペット可)	A	H29	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1	
				戸建て(平屋) または 戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	2	
勿来酒井	A B	H29	-	集合住宅 2~4号棟	優先住宅	2LDK	1	
					一般住宅	2LDK	2	
						3LDK	3	
					優先住宅	2LDK	2	
北好間 (ペット可)	A B	H29	洪水	集合住宅 1~3・5・6号棟	一般住宅	2LDK	2	
					優先住宅	2LDK	1	
北好間	A B	H29	洪水	集合住宅 4・7~16号棟		3LDK	1	
					優先住宅(車いす)	3LDK	1	
					一般住宅	2LDK	1	
						3LDK	11	
泉本谷	A B	H29	土砂 災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	5	
						3LDK	7	
					一般住宅	2LDK	2	
						3LDK	4	

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
いわき市	磐崎	A	H29	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
						優先住宅(車いす)	3LDK	1
						一般住宅	2LDK	1
	平赤井	A B	H29	洪水	集合住宅	優先住宅	3LDK	3
						一般住宅	3LDK	2
						計		553

■「災害リスク」欄について

「災害リスク」欄は、市町村が定めるハザードマップなどに基づき、県が現時点で把握している情報を記載しています。リスクの程度などは下の表で確認ください。

詳細については、各市町村の防災担当課へお問い合わせください。

管内	団地名	洪水	内水	津波	土砂災害	
県北	笹谷		0.2m未満			
	北中央		0.2m未満			
	表				警戒区域	
県中	柴宮		0.5m未満			
	安積		0.5m未満			
会津若松	古川町	1m～2m				
	年貢町	0m～0.5m				
相双	西町	0.5m～1.0m未満				
いわき	下神白			1.0m～3.0m未満		
	家ノ前	3.0m未満				
	大原			0.3m未満		
	高萩	3.0m未満				
	四ツ倉	3.0m未満				
	中原	0.5m未満		0.5m～1.0m未満		
	北好間	5.0m～10m未満 ※家屋倒壊等 はん濫想定区域				
	泉本谷				警戒区域	
	磐崎	0.5m未満				
	平赤井	5.0m～10m未満				

※「土砂災害」とは、土砂災害警戒区域内にある住戸であること、「津波」とは、津波災害警戒区域内にある住戸であること、「洪水」「内水」とは、ハザードマップにおける浸水想定区域内にある住戸であることをそれぞれ指しています。

次ページへ続きます 

■申し込み方法

入居申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して当センターへお送りください。
必要書類は、募集対象者別にそれぞれの入居申込書に記載しています。

【入居申込書の送付先】

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階
福島県復興公営住宅入居支援センター

■入居申込書

入居申込書は、福島県復興公営住宅入居支援センターへ請求するか、ホームページからダウンロードしてください。

- ▶ 居住制限者用 (現在も避難指示が継続している区域に居住していた方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28106%29.pdf>



- ▶ 旧居住制限者用 (避難指示が解除された区域に居住していた方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28101%29.pdf>



- ▶ 地震・津波被災者用 (地震・津波により住宅を失った方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28102%29.pdf>



- ▶ 支援対象避難者用 (平成23年3月11日時点で中通り、浜通り(避難指示が継続している区域を除く)に居住していた方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28103%29.pdf>



- ▶ 県営住宅入居資格者用 (比較的収入が低く、住宅に困窮している方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28107%29.pdf>



次ページへ続きます 

■復興公営住宅の整備状況について

福島県では、地区ごとの工程表と進捗状況、完成した復興公営住宅の外観や内観を公表しています。

▶復興公営住宅の一覧

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/keneijyuutakuhenonyuukyomoushikomi.html#itiran>



▶復興公営住宅 地区ごとの工程表と進捗状況【全地区の案内図】

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-fukkoukouei009.html>



▶復興公営住宅の完成写真及び間取り図

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-fukkoukoueikansei000.html>



▶復興公営住宅 動画による完成住宅の紹介

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-fukkoukoueikansei001.html>



お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル

☎024-522-3320

受付時間 8:30～17:15（土日、祝日を除く）

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった
（子が進学などで転出、帰還した家族がいる など）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2024.1.31現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	33
原町区	3	3
南相馬市 計	16	36
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	23	54

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511